

○熊本市子育て短期支援事業の実施に関する規則〔子ども政策課〕

平成30年12月14日

規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の地域子ども・子育て支援事業のうち、子育て短期支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業をいう。以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象等)

第2条 本事業の対象となる者、保護者の負担額及びその算定方法その他の本事業の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第3条 本事業を利用しようとする者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(実施の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、当該申請をした者に対して本事業の実施の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する実施の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(変更の届出)

第5条 前条第1項の規定により本事業の実施の決定を受けた者（以下「対象者」という。）は、第2条の規定により市長が定めた本事業の対象となる者の要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める事由に該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の実施の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象者が第2条の規定により市長が定めた本事業の対象となる者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 対象者が第4条第2項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により本事業の実施の決定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象者に事業の提供をすることが著しく不適當であると市長が認めるとき。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。